

相模原市 健康福祉局 監査結果について

社会福祉法人が運営する児童養護施設は、社会福祉法に基づいて、施設の所轄である相模原市の監査を受けることになっています。

監査方法は、毎年度、運営報告書類を提出するとともに、現地視察による監査を受けます。そして、その指摘事項のうち要改善事項については改善措置を理事会に諮り相模原市に報告することになっています。

H23年度に受けた現地視察による監査結果がH23年10月に通知されました。中心子どもの家の運営に関して数点の指摘を受けましたので、その指摘内容と改善措置を情報開示の一環として掲載します。

平成23年度 社会福祉法に基づく指導監査の結果について

- 1. 監査日時 平成23年9月16日
- 2. 監査対象 児童養護施設 中心子どもの家
- 3. 対象期間 前回指導監査実施日（平成23年3月1日）の翌日から監査日まで
- 4. 指導監査の要改善事項
なし
- 5. 指導監査の通知事項

事業所	指摘事項と改善内容	
中心子どもの家	指摘内容①	感染症予防について 施設で行うべき感染症の発生又はまん延の防止については、手順書を整備する等、職員が共通認識を持って適切な措置を講じることができる環境を整えてください。
	事実と原因	(事実) 施設で行うべき感染症の発生又はまん延の防止についてのマニュアルの整備がされていなかった。 (原因) 今年度の事業計画に感染症予防のマニュアル整備の計画をたてていたが半年間、実行できていなかった。
	改善措置	平成23年9月18日付にて「感染症対策について」の作業マニュアルを作成し、10月6日の職員会議にて周知するとともに感染症研修を実施した。
	指摘内容②	金銭の収入に際しては、経理規程の定めに基づき、会計責任者又は出納職員の認印を受けた領収書を発行して下さい。
	事実と原因	(事実) 領収書を発行し、控えを残す手順であったが、発行してなかった。 (原因) 相手から少額であるという理由で不要とされることが多い為。
	改善措置	経理規程を再確認し、10月6日の職員会議にて職員に金銭の収入に際しては、経理規程の定めに基づき、出納職員の認印を受けた領収書を発行することを周知した。 監査指摘後は軽微な収入に際しても必ず領収書を発行している。

